

～安心して食品が選べるように～

平成 16 年 4 月 6 日
産 業 労 働 局

東京都生産情報提供食品事業者登録制度開始のお知らせ

〔都民のための生産情報提供事業〕

東京都では、食品の安全・安心の確保のため、「東京都生産情報提供食品事業者登録制度」を創設し、登録の受付を開始しますのでお知らせします。

この制度は、食品の生産等の履歴情報を、積極的に提供する事業者を東京都が登録するとともに、食品に登録マークを表示するなどして、消費者に商品選択の目安を提供することを目指しています。

また、平成 16 年度より、農林水産部内に新たに「食料安全室」を設置し、上記の「東京都生産情報提供食品事業者登録制度」をはじめ、農林水産物の安全に関する調査・指導等、食品の安全・安心に関連する事業を実施していきます。

東京都生産情報提供食品事業者登録制度

1. 受付開始日：平成 16 年 4 月 12 日（月）午前 10：00 から
2. 受付場所：産業労働局農林水産部食料安全室（都庁第一本庁舎 31 階）
3. 登録対象：都内で販売される食品及びその食品の生産・製造・流通販売業者
4. 登録基準
 - (1) 食品の生産情報の記録・保管
 - (2) 消費者対応窓口またはそれに準ずるものの設置
 - (3) 生産情報等の表示、提供 等

詳細は、別添「都民のための生産情報提供事業」

「生産情報提供食品事業者登録制度実施要領」

「生産情報提供食品登録マーク」を参照してください。

ホームページアドレス

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

問い合わせ先

都庁第一本庁舎 31 階

産業労働局農林水産部食料安全室

電話 03 - 5320 - 4882、4883（直） 37 - 381、382（内）

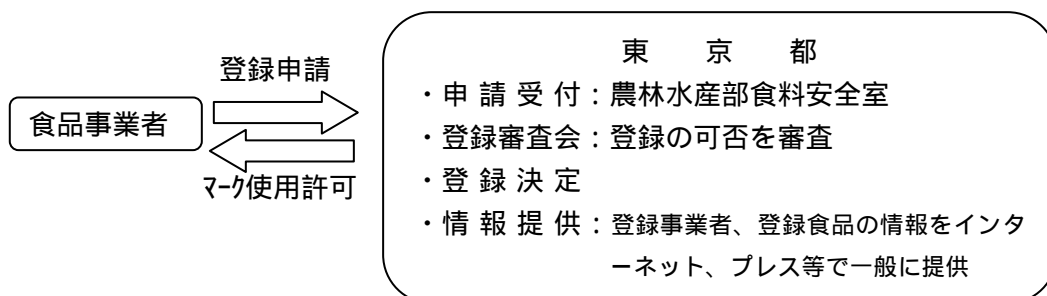
〔担当 武田、平野〕

東京都生産情報提供食品事業者登録制度 概要

1. 目的

食品の生産情報の提供に積極的に取り組む食品事業者とその食品を消費者に明らかにし、食品購入時の選択に寄与するとともに食品事業者の活動を活発にする。

2. 登録のしくみ



3. 登録制度の対象

- (1) 都内で販売される食品及びその食品の生産、製造、流通販売業者。(都外事業者を含む。)
- (2) 国外で生産し、又は製造された食品は、直接輸入する日本国内の製造業者及び流通販売業者(以下「輸入食品事業者」という。)が、輸出元の生産者又は製造業者の生産情報を把握し、日本語のホームページによる生産情報の提供を行う場合に限り、当該食品と輸入食品事業者を登録の対象とする。

4. 登録の区分

- (1) 「食品生産・製造業者登録」
食品を生産し、又は製造し、その行程等を記録して消費者へ記録内容を提供する取組を行う者の登録。
- (2) 「食品登録」
前号の者が生産し、又は製造した食品で、消費者が購入時に生産情報を知るための方法を表示している食品の登録。
多種類の食品を生産し、又は製造する場合は、確実に生産情報の記録と提供ができる複数の食品を登録することができる。
- (3) 「流通販売業者登録」
前号の登録食品を流通させ、又は販売する場合にその行程等を記録すると共に、登録食品を小分けした場合も生産情報を正確に中継し、消費者への情報提供を積極的に行う者の登録。

5. 登録の基準

- (1) 食品の生産、製造、流通販売に関して知事が定めた記録項目について、情報を記録・保管している食品事業者であること。
- (2) 消費者の問合せに応ずるため、消費者対応窓口等を設置しており、食品に関する速やかな情報提供を行っていること。
- (3) 食品または容器包装に、生産情報等を知るための情報が表示されていること。
- (4) 食品流通販売業者では、生産情報が提供できる食品を他の食品と区別して、

生産情報が出荷先の事業者や消費者に正確に伝わるように流通・販売していること。

また、仕入れた食品を小分けして流通販売している場合は、元の食品の情報を、小分けした食品に正確に引き継ぐために表示等を貼り付け又は掲示するなどの措置を講じていること。

6. 登録事業者の責務

- (1) 食品関係法令等を遵守し、かつ、東京都の食品安全施策に協力し、食品の安全な生産、製造、流通販売に積極的に取り組むこと。
- (2) 生産情報の記録内容に責任を持つとともに、東京都による登録内容の確認調査及び実地調査を受け入れ協力すること。
- (3) 本制度の登録食品を「小分け」等を行い販売する場合は、本制度の「登録マーク」を明示すること。
- (4) 登録事業者が本制度の規定に違反し、知事が登録を取り消した場合に、事業者名及びその理由が公表されることについて同意をすること。

7. マークの設定



知事は、登録事業者又は登録食品である旨を示す本制度の登録マークを定める。登録事業者は、この登録マークを事業所や登録食品に表示することができる。

8. 登録の取消

知事は、登録事業者が次の各号に該当した場合は、調査及び指導を行い、登録審査会を通して事情を聴取し、改善指示などを行い、最終的に取消相当と判断したときは、登録を取り消し、事業者名及びその理由を公表する。

- (1) 登録基準又は登録事業者の責務に反する行為が判明したとき。
- (2) 登録申請や生産情報の記録と提供に虚偽の内容が含まれていることが判明したとき。
- (3) 登録マークを、登録した事業所や登録食品以外に表示したとき。

9. その他

- (1) 事業の内容や事業実施要領、申請書様式などは、東京都産業労働局のホームページに掲載。
- (2) 第一回登録審査会は5月中旬、登録事業者の発表5月下旬。
- (3) 今後、年4回審査会を開催し、登録事業者を発表。

10. 受付

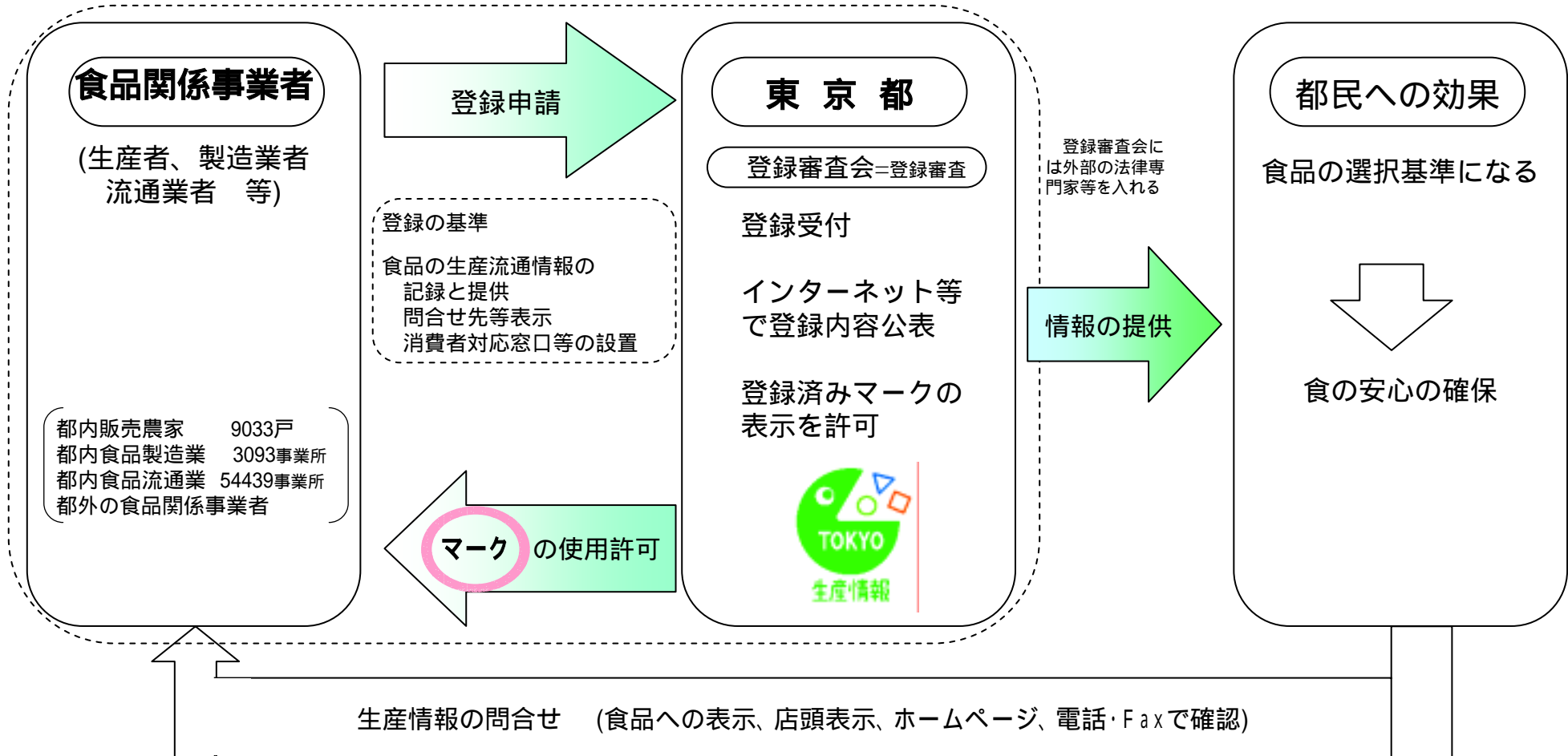
産業労働局農林水産部食料安全室（都庁第一本庁舎 31 階）

03 - 5320 - 4880（直） 37 - 380（内）

〒163-8001 新宿西新宿 2 - 8 - 1

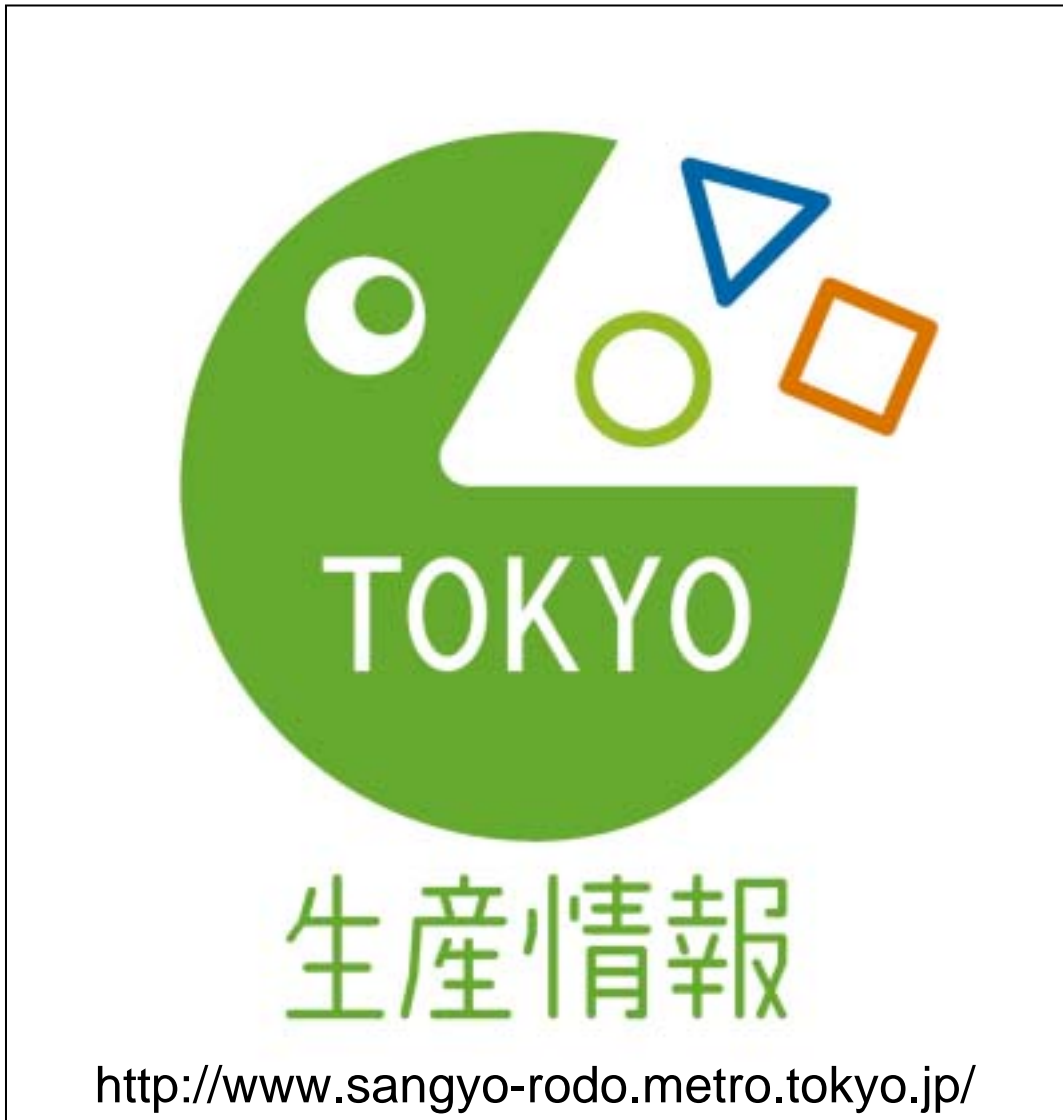
生産情報提供食品事業者登録制度

登録のしくみと生産情報の提供



東京都

生産情報提供食品登録マーク



マークの意味するもの

このマークは、食品を大きな口を開けて安心して食べることができるように、という願いのこもったデザイン表現となっています。

顔を思わせる図形が食べようとしているものは、水産物(三角・青)、農産物(丸・緑)、畜産物(四角・橙)の三つの姿を象徴しています。